平成２２年（フ）第１４７０３号
東京都葛飾区金町３丁目34番２―202号
破産者　有限会社辺見工務店
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７０４号
埼玉県三郷市高州１丁目37―１
破産者　山西　一利
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７０５号
埼玉県三郷市高州１丁目37―１
破産者　山西　淑枝
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７１９号
東京都青梅市新町３丁目70番地の２　コーポシャイン202号室、商業登記簿上の本店所在地東京都青梅市新町５丁目３番地の３
破産者　株式会社伸栄
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７２０号
東京都青梅市新町３丁目70―２―202
破産者　長田　四郎
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８０６号
東京都大田区萩中１丁目11番１号
破産者　有限会社黒島木型製作所
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８０７号
東京都大田区萩中１丁目10―４―202
破産者　黒島　淳一
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８３５号
東京都中央区月島４丁目13―３―102
破産者　袖山　和子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８３７号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町４丁目46番４号
破産者　有限会社渋谷内装
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８３８号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町４丁目46―４
破産者　澁谷　治夫
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９００号
福島県いわき市植田町中央３丁目７番地の１
破産者　株式会社ティーケー高木建設
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９０２号
福島県いわき市植田町南町２丁目２―12
破産者　高木　正子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９０３号
福島県いわき市江畑町多古内56
破産者　高木　利子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９３９号
埼玉県川越市小仙波町５丁目15―４、住民票上の住所埼玉県川越市南台２丁目３―５―301
破産者　小岩　正尚
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９４１号
埼玉県春日部市粕壁東２丁目９番19号
破産者　有限会社瀬谷工業
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９４２号
埼玉県春日部市粕壁東２丁目９―19
破産者　瀬谷　一義
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９４３号
埼玉県春日部市粕壁東２丁目９―19
破産者　瀬谷　公江
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９４５号
埼玉県草加市栄町３丁目９番38号
破産者　株式会社山内スチール
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９４６号
埼玉県草加市金明町299―201
破産者　山内　　肇
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９４７号
埼玉県草加市金明町865―５　秋山方
破産者　山内久美子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９７８号
東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目39番３号　千駄ヶ谷ホリタンビル１Ｆ115号
破産者　有限会社イボーク
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９７９号
神奈川県相模原市中央区南橋本２丁目10―９、開始決定時の住所神奈川県大和市つきみ野８丁目14―43―102
破産者　板垣　　譲
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部